

(添付資料)

【再掲】事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加につながります。	市	事業の実施により、人口の流入増加及び定住人口の増加につながり、地域の活性化が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
		移住・定住就農支援事業(補助金) 【事業概要】 ■移住する新規就農者に対し、家賃や改修費の補助、農業技術指導等を実施します。 【必要性】 ■農業従事者の減少に歯止めをかけるため、農業の担い手の育成・確保を図る必要があります。 【効果】 ■就農直後の農業経営の安定を図ることで、農業の担い手の育成・確保につながります。	市	事業の実施により、農業の担い手の育成・確保につながるとともに、定住人口の増加、地域の活性化が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(地域間交流)	ワーケーション宿泊推進事業(補助金) 【事業概要】 ■宿泊事業者が行うワーケーション利用者向けの宿泊割引に係る費用を補助します。 【必要性】 ■関係人口の創出・拡大を図るため、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションを推進する必要があります。 【効果】 ■十和田湖・奥入瀬周辺における旅行者の長期滞在と関係人口の創出・拡大につながります。	市	事業の実施により、旅行者の長期滞在と関係人口の増加が見込まれ、地域の活性化が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬溪流等の郷土の自然や歴史を学ぶためのバス借上料と遊覧船の乗船料を助成します。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶための環境を整える必要があります。 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材の育成につながります。	市	事業の実施により、郷土に対する愛着と誇りを持ち、地域の将来を考える人材の育成につながることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	<p>多面的機能支払交付金事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■農地の保安全管理及び農村集落などの環境整備に取り組む活動組織等に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む農地の保安全管理及び農村集落などの環境整備などの活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地の維持・確保につながります。</p>	市	事業の実施により、農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地の維持・確保につながり、農業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
		<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■水路や農道の保安全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む水路や農道等の保安全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止につながります。</p>	市	事業の実施により、農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止等の農業生産活動の継続につながり、農業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
		<p>内水面漁業振興対策事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスのか化・放流事業を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖の魚類の生息数を確保するとともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながります。</p>	十和田湖増殖漁業協同組合	事業の実施により、十和田湖の魚類の生息数が確保され、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながるとともに、水産業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	十和田湖ひめますブランド力向上事業 【事業概要】 ■十和田湖ひめますの認知度向上に取り 組む十和田湖ひめますブランド推進協 議会に対して負担金を拠出します。 【必要性】 ■地域経済の振興のため、十和田湖ひめ ますの認知度向上とブランド化を推進 する必要があります。 【効果】 ■十和田湖ひめますのブランド力向上に つながります。	十和田 湖ひめ ますブ ランド 推進協 議会	事業の実施に より、十和田湖 ひめますのブ ランド力向上、販 売額の増加に つながり、地域 経済の振興が 図られることか ら、将来に及び 地域の持続的 発展に資する ものです。
	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 (観光)	焼山地区活性化事業 【事業概要】 ■焼山地区(奥入瀬溪流温泉)において、 「花」と「温泉」と「アート」を活用した取 組を進めます。 【必要性】 ■地域の資源と景観を活かした魅力ある 観光地づくりを推進する必要があります。 【効果】 ■新たな観光資源としての魅力向上につ ながります。	市	事業の実施に より、新たな観 光資源としての 魅力向上につ ながり、観光業 の振興、地域の 活性化が図ら れることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のものです。
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (公共交通)	西地区シャトルバス運行事業 【事業概要】 ■旧十和田湖町区域から中心市街地まで 西地区シャトルバスを委託により運行し ます。 【必要性】 ■地域住民の日常生活に必要な交通手段 を安定的に確保する必要があります。 【効果】 ■通院や買い物などの地域住民の日常生 活に必要な交通手段の確保につながり ます。	市	事業の実施に より、地域住民 の交通手段の 確保が図られ るとともに、集 落の維持、地域 の活性化につ ながることか ら、将来に及び 地域の持続的 発展に資する ものです。
		公共交通空白地有償運送事業(補助金) 【事業概要】 ■公共交通未整備地域の住民の生活交通 を確保するため、空白地有償運送を実 施する団体に対し、運行に要する費用の 一部を補助します。 【必要性】 ■公共交通未整備地域において、地域住 民の生活交通を確保する必要があります。 【効果】 ■地域住民の生活交通の確保につながり ます。	特定非 営利活 動法人 十和田 奥入瀬 郷づく り大学	事業の実施に より、地域住民 の生活交通の 確保が図られ るとともに、集 落の維持につ ながることか ら、将来に及び 地域の持続的 発展に資する ものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業 (危険施設撤 去)	焼山地区旧旅館解体事業 【事業概要】 ■空き建築物(旧旅館)を解体撤去しま す。 A=679㎡ 鉄骨・木造構造 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るとともに、観光地の景観を保全するた め、地震時の倒壊の危険性や衛生上及 び景観上の観点から問題のある施設を 解体撤去する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るとともに、観光地の景観保全につな がります。	市	事業の実施に より、地域住民 の安全・安心な 暮らしの確保が 図られるととも に、観光地の景 観保全につな がることから、 将来に及び地域 の持続的発展 に資するもの です。
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童保 育事業を実施する団体に対し、当該事 業に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置され ていない十和田湖地区において、託児 や学童保育を必要とする子ども及びそ の保護者を支援するため、当該事業を 実施する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心して 子育てできる環境の確保につながりま す。	休屋 町内会	事業の実施に より、十和田湖 地区の子育て 世帯が安心して 子育てできる 環境が確保さ れ、定住人口 の増加が見込 まれることか ら、将来に及び 地域の持続的 発展に資する ものです。
7 医療の確 保	(3)過疎地域 持続的発展特 別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤 務手当や非常勤医師等の通勤に要する 費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要 な医療サービスが受けられるよう、医療 体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供 体制の充実が図られ、地域住民の医療 機会の確保につながります。	市	事業の実施に より、地域住民 が安心して必要 な時に必要な 医療サービスが 受けられる 医療提供体制 の充実が図ら れ、健康増進に つながること から、将来に及 び地域の持続 的発展に資す るものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補 助や臨時バスの運行など遠距離通学者 の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して 学べる良好な環境を確保するため、通 学に要する経費を支援するとともに、通 学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送 迎に係る保護者の負担軽減が図られ、 安心して学べる良好な環境の確保につ ながります。	市	事業の実施に より、登下校時 の児童・生徒の 安全確保や送 迎に係る保護 者の負担軽減 が図られ、安心 して学べる良 好な環境の確 保につながる ことから、将来 に及び地域の 持続的発展に 資するもので す。
9 集落の整 備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 (集落整備)	広域コミュニティ活動推進事業(補助金) 【事業概要】 ■広域コミュニティ組織が主体的に行う地 域課題解決のための取組に要する費用 を補助します。 【必要性】 ■持続可能な地域づくりのため、地域主体 の活動を推進する必要があります。 【効果】 ■広域コミュニティ組織の基盤強化、活動 の活性化が図られ、集落の維持につな がります。	市	事業の実施に より、広域コ ミュニティ組 織の基盤強化、 活動の活性化 が図られ、集 落の維持につ ながること から、将来に 及び地域の 持続的発展 に資するもの です。